

令和6年度 第2回 国民健康保険運営協議会

令和6年12月26日（木）14時～
三田市役所2号庁舎3階2301会議室

1 開 会

2 出席委員数の報告

3 会議録署名人の選任

4 諮問書の交付

三田市国民健康保険税率の見直しについて

5 協議事項

(1) 令和7年度向け国民健康保険税率の改定に向けた試算状況について

(2) マイナ保険証に関する取り組み状況について

(3) その他

6 閉 会

令和6年度 第2回

三田市国民健康保険運営協議会資料

- (1) 令和7年度向け国民健康保険税率の改定に向けた試算状況について
- (2) マイナ保険証に関する取り組み状況について
- (3) その他

令和6年12月26日

三田市 健康福祉部 国保医療課

令和7年度向け国民健康保険税率の改定に向けた試算状況について

本年12月2日に国民健康保険事業の共同保険者である兵庫県から本市国民健康保険税の算定の基礎となる令和7年度国保事業費納付金及び標準保険税率の仮算定結果が示されました。

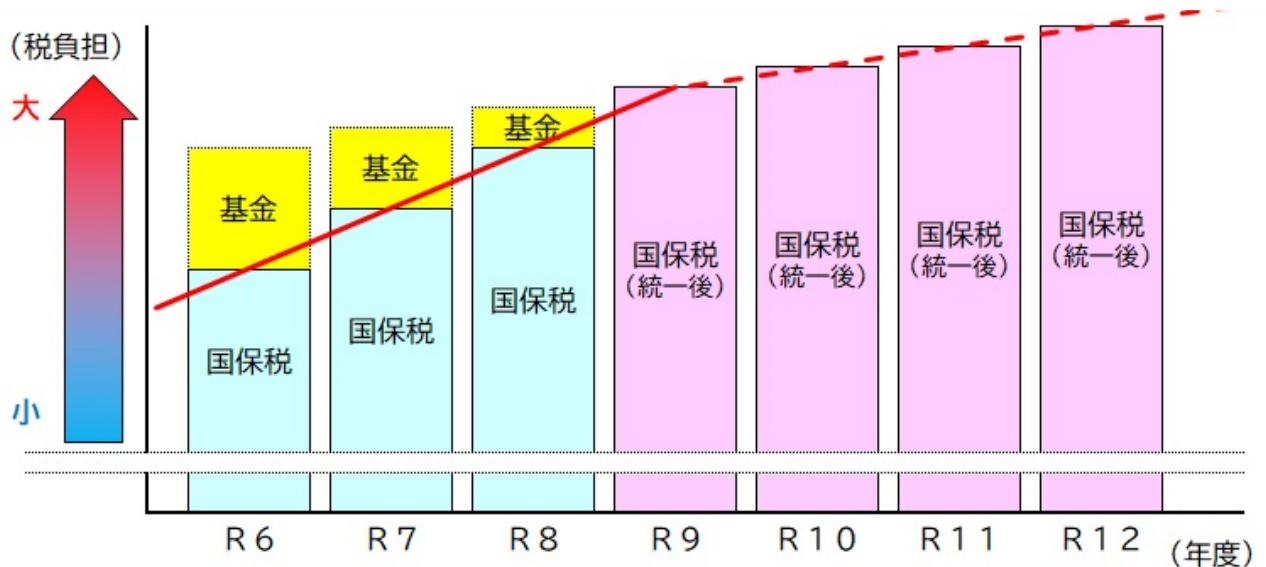
これを受け次年度の本市保険税率について、下記のとおり試算結果を取りまとめましたので、ご検討いただきますようお願いいたします。

なお、年明け早々には県から本算定の結果が示される見込みですので、改めて本協議会にお諮りし、市への答申として取りまとめいただく予定です。

1 これまでの国保税率改定の考え方

「県下統一した国保税水準（標準保険税率）の導入目標を令和9年度とし、被保険者の急激な負担増とならないよう、国民健康保険財政調整基金を積極的、効率的に活用し、緩やかな税率の引き上げを行う。」

〔図1〕税率改定の考え方イメージ図



2 令和7年度国保税率（仮算定）の試算結果

上記の考え方に添って、県が示す算定結果に基づき令和7年度国保税率を試算した結果は、次のとおりです。

[表 1-1] 令和 7 年度国保税率（仮算定）試算結果

区 分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.18% (+0.20%)	2.90% (+0.17%)	2.73% (+0.12%)
均等割	30,500 円 (+1,400 円)	12,400 円 (+700 円)	13,700 円 (+900 円)
平等割	21,500 円 (+200 円)	8,500 円 (+200 円)	6,900 円 (+500 円)

※（ ）は R 6 年度比

[表 1-2] 令和 6 年度国保税率

区 分	医療分	支援分	介護分
所得割	6.98% (+0.06%)	2.73% (+0.12%)	2.61% (+0.12%)
均等割	29,100 円 (+1,500 円)	11,700 円 (+700 円)	12,800 円 (+1,100 円)
平等割	21,300 円 (+100 円)	8,300 円 (+300 円)	6,400 円 (+400 円)

※（ ）は R 5 年度比

3 昨年度の税率算定時からの変動要因

(1) 令和 9 年度県下統一標準保険税率の上昇

令和 9 年度の県下統一後の標準保険税率は、毎年県から推計値が示されますが、最新の推計値として昨年度よりも所得割、平等割が高く、均等割が低い推計値が示されました。

これに伴い令和 7 年度の税率を試算した結果、上昇幅は前年度に比較して所得割で 0.19%、平等割で 100 円大きくなり、均等割では 300 円小さくなりました。

[表 2] 令和 9 年度 県下統一標準保険税率（推計）

区 分	《前年度提示》			《本年度提示》		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.15%	3.08%	2.96%	7.57% (+0.42%)	3.24% (+0.16%)	2.96% (± 0%)
均等割	33,514 円	13,979 円	15,954 円	33,389 円 (▲125 円)	13,801 円 (▲178 円)	15,583 円 (▲371 円)
平等割	21,715 円	9,057 円	7,787 円	21,884 円 (+169 円)	9,046 円 (▲11 円)	7,806 円 (+19 円)

(2) 国保事業費納付金の増加

平成 30 年度の法改正に伴い都道府県が国保財政運営の責任主体となり、国民健康保険の保険給付費等に必要な財源は県から市町に交付されることとなり、その費用に充てるため市町は国保事業費納付金を県に納付する仕組みとなりました。

納付金額は被保険者数や所得水準に応じて算定され県から提示されますが、県は令和 9 年度に向けて各市町の急激な納付金の増加を抑制し伸び率を平準化するため、様々なインセンティブ制度を導入し納付金額の抑制を図っています。

今回、県から提示された国保事業費納付金の仮算定額は、次のとおりです。

[表 3] 国保事業費納付金の推移

(単位:千円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	仮算定	本算定	仮算定	本算定	仮算定	本算定	仮算定	本算定
納付金	2,938,242	2,961,434	3,055,320	3,016,739 (+55,305)	2,964,733	2,952,551 (-64,118)	2,963,854	(+11,303)
必要税額	2,473,866	2,509,281	2,552,922	2,503,320 (-5,961)	2,513,170	2,500,556 (-2,764)	2,495,928	(-4,628)
インセンティブ額	127,247		136,350		131,306		139,172	

(3) 被保険者数の減少

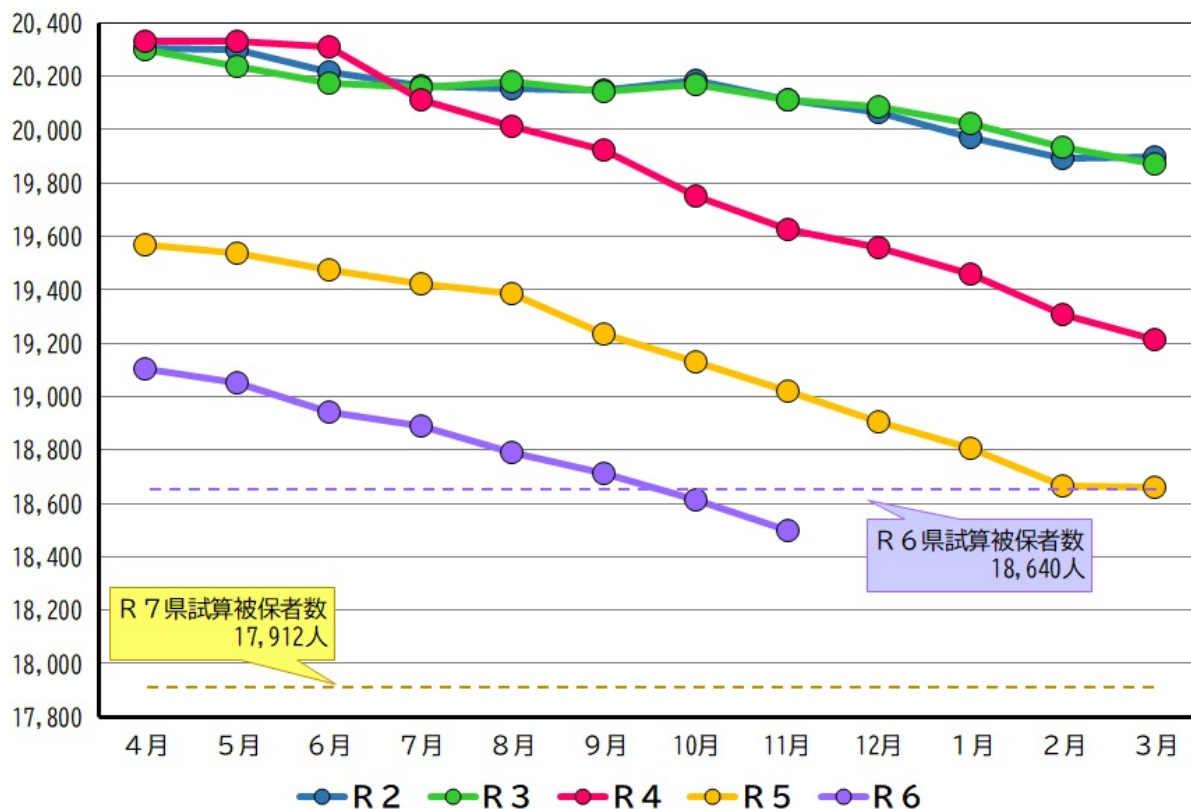
本市の国民健康保険の被保険者数は、令和3年度までは一定水準で推移していましたが、令和4年度以降は75歳に到達し後期高齢者医療制度に移行する人が増加したため、減少傾向が続いています。

県の推計では、上記表3に示す納付金の財源として必要となる国保税総額の減少率を上回る被保険者数の減少が見込まれることから、基金の取崩し額が大きくなる見込みです。

[表 4] 平均被保険者数(4~3月)の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
平均被保険者数	20,117人	20,115人 (99.99%)	19,828人 (98.57%)	19,151人 (96.59%)	※18,640人 (97.33%)	※17,912人 (96.09%)

※ 県が算出した推計被保者数



4 試算結果に基づく影響について

別紙① 参照

5 国保税水準の県下統一に向けた検討状況

(1) これまでの検討の経過

H30～ 県が国保財政運営主体となったことに伴い、国保財政の安定化を目的に国保税水準の県下統一に向けた検討を開始。

R3. 10. 12 県及び県下 41 市町の間において「令和 9 年度に保険料水準の統一化を目指すこと」を確認。

R4. 1. 20 三田市国保運営協議会において令和 9 年度の保険料水準の統一化を見据えた税率改定を決定。

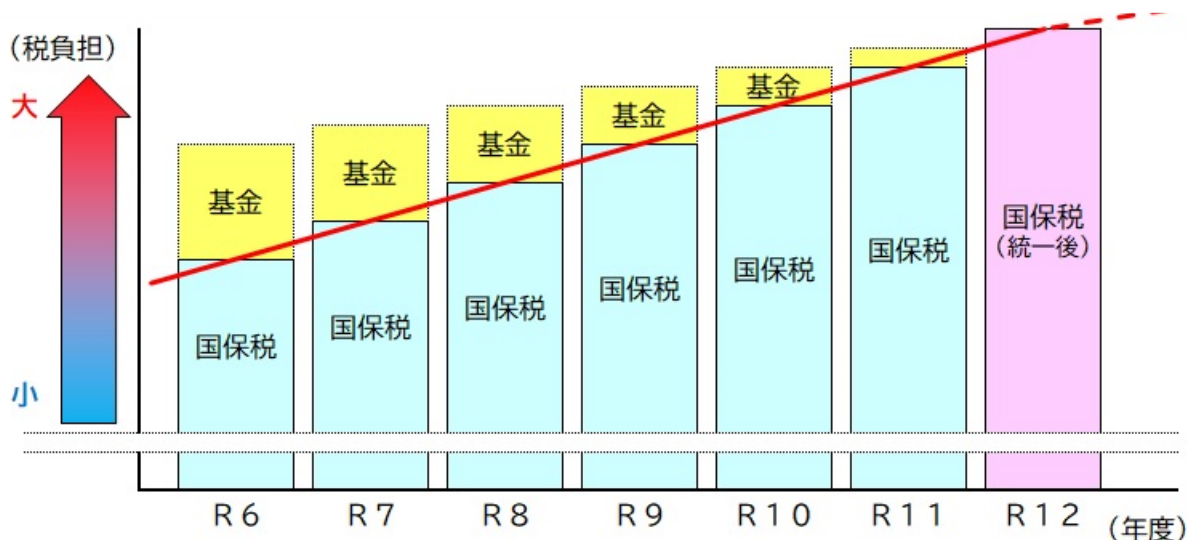
併せて、被保険者の急激な負担増を招くことの無いよう積極的かつ効率的に財政調整基金を活用する方針を確認。

R6. 3 兵庫県国民健康保険運営方針を改定。標準保険料(税)率の統一目標を令和 9 年度、保険料(税)率の完全統一(全市町の移行完了)を令和 12 年度とする。

また、令和 12 年度までの標準保険税率の見込みを公表。

(2) 統一を令和 12 年度に先送りした場合の影響

[図 2] 統一を R12 とした場合の税率改定のイメージ図



[表 5] 今後の基金取崩し額と残高の推計

(単位:千円)

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
R9 統一	取崩し	103,870	104,986	33,656	—	—	—	—
	残高	382,479	277,503	243,856	←	←	←	←
R12 統一	取崩し	103,870	123,208	70,686	59,913	36,111	16,835	—
	残高	382,479	259,283	188,607	128,702	92,597	75,766	←

《被保険者への影響》

- 令和7～11年度の間、税負担が緩和される。
- 基金残高が少なくなり、令和12年度以降、本市の現状を踏まえた独自性の高い保健事業の展開が困難となったり、自主事業の縮小・廃止の検討が必要となる場合がある。

《国保事業運営の課題》

- 基金残高が少なくなり、安定的な財政運営を行うための財政調整が困難となる。
- 将来の国保財政を正確に推計することは困難なため、令和7～11年度の間基金残高が枯渇し、税率引き上げを余儀なくされる場合がある。

6 今後の予定

- | | |
|------|-------------------------|
| 1月上旬 | 県から国保事業費納付金の本算定結果を市町へ提示 |
| 1月中旬 | 第3回国保運営協議会（R7年度国保税率の検討） |
| 1月下旬 | R7年度国保税率の保険税率の検討結果を市へ答申 |

令和7年度向け 国保税率(案) 仮算定試算状況

令和6年度 国保税率					令和7年度 国保税率(案)					【参考】現行税率を据え置いた場合					【参考】令和9年度 県下統一標準保険税率					【参考】令和12年度 県下統一標準保険税率				
《税率算定の考え方》 令和9年度の県下統一保険税率の導入に向けて、均等な税負担の増加となるよう1/4の税率改定を行った。					《税率算定の考え方》 これまでの方針のとおり令和9年度の県下統一保険税率の導入に向けて、均等な税負担の増加となるよう1/3の税率改定を行う。					《税率を据え置いた場合の影響》 被保険者負担を考慮し現行の税率を据え置いた場合は、基金取り崩し額が8,007万円増加する。					《昨年度試算からの変動》 昨年度と比較し、所得割が0.58%、平等割が177円増加し、均等割が675円減少した。					今年度から新たに令和12年度の県下統一の標準保険税率が示された。この税率は現時点の試算であり、今後変更が生じる。				
区分	医療分	支援分	介護分	計	区分	医療分	支援分	介護分	計	区分	医療分	支援分	介護分	計	区分	医療分	支援分	介護分	計	区分	医療分	支援分	介護分	計
所得割	6.98%	2.73%	2.61%	12.32%	所得割	7.18% + 0.20%	2.90% + 0.17%	2.73% + 0.12%	12.81% + 0.49%	所得割	6.98% ± 0.00%	2.73% ± 0.00%	2.61% ± 0.00%	12.32% ± 0.00%	所得割	7.57% + 0.59%	3.24% + 0.51%	2.96% + 0.35%	13.77% + 1.45%	所得割	7.75% + 0.77%	3.43% + 0.70%	3.19% + 0.58%	14.37% + 2.05%
均等割	29,100円	11,700円	12,800円	53,600円	均等割	30,500円 + 1,400円	12,400円 + 700円	13,700円 + 900円	56,600円 + 3,000円	均等割	29,100円 ± 0円	11,700円 ± 0円	12,800円 ± 0円	53,600円 ± 0円	均等割	33,389円 + 4,289円	13,801円 + 2,101円	15,583円 + 2,783円	62,773円 + 9,173円	均等割	35,506円 + 6,406円	15,082円 + 3,382円	17,147円 + 4,347円	67,735円 + 14,135円
平等割	21,300円	8,300円	6,400円	36,000円	平等割	21,500円 + 200円	8,500円 + 200円	6,900円 + 500円	36,900円 + 900円	平等割	21,300円 ± 0円	8,300円 ± 0円	6,400円 ± 0円	36,000円 ± 0円	平等割	21,884円 + 584円	9,046円 + 746円	7,806円 + 1,406円	38,736円 + 2,736円	平等割	23,271円 + 1,971円	9,885円 + 1,585円	8,590円 + 2,190円	41,746円 + 5,746円
基金取崩額(見込)：1億387万円 基金残高(年度末現在)：3億8,248万円					基金取崩額(見込)：1億499万円 基金残高(年度末現在)：2億7,751万円					基金取崩額(見込)：1億9,167万円 基金残高(年度末現在)：1億9,082万円														
					被保険者への影響 ○ R9年度に向けて緩やかな税負担の増加となる					被保険者への影響 ◎ 税負担が増加しない × 今後、急激な税負担の増加が避けられない														
					国保事業運営の課題等 ○ 必要な基金を確保でき、柔軟な事業運営が可能となる					国保事業運営の課題等 ▲ 基金の残高が減少し、保健事業の見直しなど事業運営の硬直化が懸念される														
保険税額の試算モデル ① 1人世帯 70歳 年金収入：約230万円(所得120万円) ② 2人世帯 60歳の夫婦 年金収入：約290万円(所得195万円) ③ 3人世帯 40歳の夫婦と15歳の子 事業収入：約670万円(所得500万円)																								
モデルケースの国保税年額					モデルケースの国保税年額					モデルケースの国保税年額					モデルケースの国保税年額					モデルケースの国保税年額				
① 145,100 円/年					① 150,400 円/年(+ 5,300 円, 3.7%)					① 145,100 円/年(± 0)					① 161,200 円/年(+ 16,100 円, 11.1%)					① 169,700 円/年(+ 24,600 円, 17.0%)				
② 330,200 円/年					② 344,600 円/年(+ 14,400 円, 4.4%)					② 330,200 円/年(± 0)					② 373,400 円/年(+ 43,200 円, 13.1%)					② 395,400 円/年(+ 65,200 円, 19.7%)				
③ 746,800 円/年					③ 778,300 円/年(+ 31,500 円, 4.2%)					③ 746,800 円/年(± 0)					③ 836,500 円/年(+ 89,700 円, 12.0%)					③ 865,700 円/年(+ 118,900 円, 15.9%)				

マイナ保険証に関する取り組み状況について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）等の一部を改正する法律の施行期日について政令が公布されたことにより、令和6年12月2日以降、これまでの被保険者証は交付されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

1 医療機関・薬局等での受診方法について

令和6年12月1日まで	令和6年12月2日以降
マイナ保険証 又は 被保険者証	マイナ保険証 又は 有効期限までの被保険者証、資格確認書のいずれか

2 被保険者に交付される書類

令和6年12月1日まで	令和6年12月2日以降
被保険者証	マイナ保険証の登録のある人 資格情報のお知らせ マイナ保険証の登録のない人 資格確認書

3 マイナ保険証の利用状況等

	三田市国保	全国平均
マイナ保険証登録割合（R6.10）	65%	-
マイナ保険証利用率（R6.6）	14%	11%

4 三田市の取り組み状況

令和6年7月 令和6年度年次処理に伴う被保険者証の一斉更新・送付
 令和6年10月 データベースに登録されている個人番号のお知らせの送付
 令和6年11月 マイナンバーカード保険証利用登録の解除申請受付開始
 令和6年12月 資格情報のお知らせ、資格確認書の交付を開始（12/2～）

5 今後のスケジュール

令和7年7月 令和7年度年次処理に伴う資格情報のお知らせ・資格確認書の送付